

神戸市立児童センター条例施行規則改正案の意見募集手続き

1. 趣旨

神戸市立児童センター（名称：こべっこランド、兵庫区上庄町1丁目1番43号）は、令和5年2月に地下鉄海岸線和田岬駅周辺に移転・リニューアルし、神戸市内外から多くの方々にご利用いただいている。土・日・祝日や夏季繁忙期は、特に多くのご利用があることから、開館後早々に駐車場が満車となる。ホームページ等で公共交通機関の利用をお願いしているが、入庫待ちの車列が近隣道路の渋滞を招き、路上における駐停車も発生している。そのため警備員を配置し、周辺道路交通環境の維持に努めているものの、依然、近隣住民へのご迷惑や交通安全の妨げになっている。

また当駐車場は、併設しているこども家庭センター（児童相談所）の駐車場でもある。こども家庭センターはこどもや家庭に関する専門の相談機関だが、満車のため利用者が駐車できない状況も発生している。

以上の課題の解消を図るため、駐車場使用料や減免事由の変更を進めるにあたり、意見募集手続きを行う。なお、駐車場使用料は、神戸市立児童センター条例にて上限額が設定されており、駐車場使用料を下記のとおり引き上げるためには、神戸市児童センター条例施行規則の改正前に同条例の改正が必要になる。そのため、駐車場使用料の上限額を引き上げる内容の条例案を令和7年第2回定例市会に提出を予定している。この条例案が原案どおり可決された場合に本規則を改正する。

2. 意見公募の方法等

(1) 意見募集期間

令和7（2025）年6月4日（水）から7月4日（金）まで

(2) 資料の閲覧

意見募集期間中、次の場所で閲覧に供する。

- ・ こども家庭局こども青少年課
- ・ 地域協働局市民情報サービス課
- ・ 各区役所地域協働課、須磨区役所北須磨支所、西区役所玉津支所

※ 上記のほか、神戸市ホームページにおいて閲覧に供する。

(3) 意見の提出先及び提出方法

- ・ 提出先 : こども家庭局こども青少年課
- ・ 提出方法 : 郵送（〒650-8570（宛先住所記入不要）こども家庭局こども青少年課あて）
FAX（078）322-6043
直接持参（神戸市役所1号館7階）
電子メール（kk-jidokan@city.kobe.lg.jp）
神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォーム

3. 意見募集後の予定

令和7（2025）年9月頃	条例改正案の議案を市会へ提出
	意見募集の結果を市会へ報告
	条例改正案の議決後、施行規則の改正
令和8（2026）年1月1日	改正条例・改正施行規則の施行

神戸市立児童センター条例施行規則改正案について

1. 改正の趣旨

神戸市立児童センター（名称：こべっこランド、兵庫区上庄町1丁目1番43号）は、令和5年2月に地下鉄海岸線和田岬駅周辺に移転・リニューアルし、神戸市内外から多くの方々にご利用いただいています。土・日・祝日や夏季繁忙期は、特に多くのご利用があることから、開館後早々に駐車場が満車となります。ホームページ等で公共交通機関の利用をお願いしていますが、入庫待ちの車列が近隣道路の渋滞を招き、路上における駐停車も発生しています。そのため警備員を配置し、周辺道路交通環境の維持に努めているものの、依然、近隣住民へのご迷惑や交通安全の妨げになっています。

また、当駐車場は、併設しているこども家庭センター（児童相談所）の駐車場でもあります。こども家庭センターはこどもや家庭に関する専門の相談機関ですが、満車のため利用者が駐車できない状況も発生しています。

以上の課題の解消を図るため、駐車場使用料や減免事由を変更します。なお、駐車場使用料は、神戸市立児童センター条例にて上限額が設定されており、駐車場使用料を下記のとおり引き上げるためには、神戸市児童センター条例施行規則の改正前に同条例の改正が必要になります。そのため駐車場使用料の上限額を引き上げる内容の条例案を令和7年第2回定例市会に提出予定です。この条例案が原案どおり可決された場合に本規則を改正します。

2. 改正案の概要

（1） 駐車場使用料について

【現 行】

- ・全日：1時間あたり300円（1台20分につき100円）

【変更案】

- ・平日（夏季繁忙期を除く）：1時間あたり300円（1台30分につき150円）
- ・土・日・祝日および夏季繁忙期：1時間あたり500円（1台30分につき250円）
- ※ 夏季繁忙期は、7月20日～8月31日とします。
- ※ 特に土・日・祝日および夏季繁忙期は、満車による駐車場入庫待ち等が頻発しています。公共交通機関での来館や近隣の神戸市和田岬駅前駐車場（公共駐車場）等に誘導するため、土・日・祝日および夏季繁忙期は、平日より駐車場使用料を引き上げます。
- ※ 令和8年4月より、近隣の神戸市和田岬駅前駐車場（公共駐車場）が、20分刻みから30分刻みの料金体系に変更予定（令和7年第1回定例市会にて条例改正可決済）のため、これと同様の考え方によります。

(2) 駐車場使用料の減免事由について

【現 行】

- ・こべっこランドまたはこども家庭センターの施設利用者は、全日、入庫後2時間まで駐車場使用料を無料としています。

【変更案】

- ・こべっこランドの施設利用者に対する「全日、入庫後2時間まで駐車場使用料が無料」の取り扱いを廃止し、利用時間に応じた駐車場使用料を徴収します。
- ・こども家庭センターの施設利用者は、全日、こども家庭センターの利用時間内について駐車場使用料を無料とします。
 - ※ こども家庭センターにおける相談業務や療育手帳の判定等検査が2時間以上かかる場合があることから、無料で駐車できる時間を拡大します。

【追 加】

- ・こべっこランドまたはこども家庭センターの施設利用者のうち、市長が特に必要があると認めるときは、市長がその都度定める額の減額又は免除をします。
 - ※ 神戸市がこべっこランドにて実施する発達支援事業に参加される方を想定しています。

【参 考】

- ・神戸市にお住まいの障害者の方で、一定の要件を満たす方については、現行通り、こべっこランドを利用した場合に、入庫後3時間まで駐車場使用料を無料とする取り扱いを継続します。

(3) 駐車場使用料や減免事由の変更に伴う財源について

- (1) および(2)により生まれる財源は、こべっこランドの魅力向上に活用し、よりご利用しやすい施設づくりに努めます。

3. 施行予定日

令和8年1月1日(予定)